

玄海町空き家バンクリフォーム等促進事業補助金交付要綱

令和2年3月12日

要綱第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内への移住及び定住促進並びに地域活性化を図るため、玄海町空き家バンク制度実施要綱（令和2年玄海町告示第33号。以下「実施要綱」という。）第4条第2項又は第7条第2項により登録した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金に関しては、玄海町補助金等交付規則（令和5年玄海町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク制度 玄海町内に存する空き家等の登録及び利用希望者に関する登録を通じて、物件登録者及び利用登録者に対して情報提供を行う制度をいう。
- (2) 空き家等 実施要綱第2条第1項第2号に規定する空き家等をいう。
- (3) 物件登録者 実施要綱第4条第3項の規定による登録の通知を受けた者をいう。
- (4) 利用登録者 実施要綱第7条第3項の規定による登録の通知を受けた者をいう。
- (5) 町内事業者 玄海町内に所在地を有する個人事業者又は玄海町内に本店等を有する法人事業者のことをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、町長が特に必要と認める者についてはその限りではない。

- (1) 町税等に滞納がないこと。

(2) 物件登録者においてはこの補助金の交付を受けてから5年以上当該物件を第三者（三親等以内の親族でないもの）に売買又は賃貸する意思を有すること。

(3) 利用登録者においては第10条に規定する実績報告をするまでに玄海町内に住所を有していること。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の事業区分、補助対象経費、補助金の額及び限度額は別表第1のとおりとし、補助対象経費は、消費税相当額が仕入税額控除の対象となる補助対象者に対しては消費税を除く額とする。なお、該当する空き家等に対して、別表第1の事業区分（物件登録者改修補助及び利用登録者改修補助の併用を除く。）につき1回限り交付する。

2 補助対象事業は、実施要綱を介した事業であり、物件登録者及び利用登録者が行う事業とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に空き家バンクリフォーム等促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めたときは交付決定を行い、空き家バンクリフォーム等促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項において交付決定をしようとする補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 町長は、第1項の通知に際し、必要な条件を付することができるものとする。

(補助金交付)

第7条 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 物件登録者改修補助及び利用登録者改修補助においては、台所・便所・洗面設備及び浴室を有する居宅の用に供する物件であること。
- (2) 物件登録者においては、自らの居住若しくは三親等以内の親族へ譲渡、売買又は賃貸する物件でないこと。また、利用登録者においては、三親等以内の親族から譲渡、売買又は賃借する物件でないこと。
- (3) 利用登録者が改修を行う場合は、書面において事前に物件登録者の承諾を受けることとし、賃貸契約終了時はその費用を物件登録者に請求しないこと。

2 補助金の交付については、原則として精算払のみとする。

(内容変更の承認)

第8条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更しようとするときは、速やかに、空き家バンクリフォーム等促進事業補助金変更交付申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出を受け承認した場合は、空き家バンクリフォーム等促進事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 交付決定者は、交付申請を取り下げようとするときは、速やかに空き家バンクリフォーム等促進事業補助金申請取下書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請取下を受けたときは、空き家バンクリフォーム等促進事業補助金申請取下承認書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了

した日から起算して30日以内、又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、空き家バンクリフォーム等促進事業補助金実績報告書（様式第7号）に別表第3に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、空き家バンクリフォーム等促進事業補助金確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付及び請求）

第12条 補助金の交付及び請求については、規則第11条の規定によるものとする。

（補助金の交付の取消し）

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為があったと認めるとき。
- (2) この要綱に違反していることが認められたとき。
- (3) 補助金の交付日から起算して5年未満に、改修をした空き家を取り壊したとき。
- (4) 補助金の交付日から起算して5年未満に、改修をした空き家を退去したとき。

（補助金の返還）

第14条 前条の場合において、町長は、当該取消しの部分に関し既に補助金を交付しているときは、空き家バンクリフォーム等促進事業補助金返還命令書（様式第9号）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。補助金の

額の確定後、既にその額を超える補助金を交付しているときも、同様とする。

2 前項の規定により補助金の返還を命じる金額は、第13条第1号又は第2号に該当する場合は全額を、第3号又は第4号に該当する場合は交付決定後の年数に応じ、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1年以内のとき 補助金の全額
- (2) 1年を超え2年以内のとき 補助金の5分の4の額
- (3) 2年を超え3年以内のとき 補助金の5分の3の額
- (4) 3年を超え4年以内のとき 補助金の5分の2の額
- (5) 4年を超え5年未満のとき 補助金の5分の1の額

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事業区分		補助対象経費	補助金の額	限度額
1	仲介手数料補助	売買及び賃貸契約に要する宅地建物取扱業者の仲介手数料に係る経費を対象とする。	限度額の範囲内で、1,000円未満の端数を切り捨てた金額	50,000円
2	家財処分等補助	所有者等が売買及び賃貸をするために不要物（仏壇など）の処分やハウスクリーニングを行うための費用を対象とする。 ただし、魂抜きに係るお布施等の費用及び空き家解体補助と同一年度に行う費用は対象外とする。	限度額の範囲内で、1,000円未満の端数を切り捨てた金額	100,000円
3	物件登録者改修補助	空き家等を賃貸するために要する修繕工事で、居住に必要な場所（トイレ、風呂、台所を含む）に係る経費を対象とする。 ただし、対象となる費用総額が200,000円未満の工事は対象外とする。	限度額の範囲内で、費用総額の2分の1（町内事業者施工の場合は3分の2）の金額に1,000円未満の端数を切り捨てた金額	1,000,000円
4	利用登録者改修補助	空き家等に居住するために要する修繕及び増築工事で、居住に必要な場所（トイレ、風呂、台所を含む）に係る経費を対象とする。	限度額の範囲内で、費用総額の2分の1（町内事業者施工の場合は3分の2）の金額に1,000円未満の	2,000,000円 ただし、世帯に15歳以下の子どもがいる場合は、子

		ただし、対象となる費用総額が200,000円未満の工事は対象外とする。	端数を切り捨てた金額	ども1人につき50万円を加算する。
5	空き家等解体補助	空き家等の解体に要した費用を対象とする。 ただし、玄海町空家等除却促進事業補助金交付要綱（令和元年玄海町告示第168号）により補助対象となる家屋は対象外とする。	限度額の範囲内で、費用総額の2分の1の金額に1,000円未満の端数を切り捨てた金額	1,000,000円

別表第2（第5条関係）

事業区分		添付書類
1	仲介手数料補助	誓約書 住民票（世帯全員が記載されているもの） 納税証明書（町内に住所を有する者は町税等納付状況確認同意書） 売買契約書又は賃貸契約書の写し 見積書の写し等の仲介手数料の額が分かる書類
2	家財処分等補助	誓約書 住民票（世帯全員が記載されているもの） 納税証明書（町内に住所を有する者は町税等納付状況確認同意書） 見積書の写し等の家財処分費用等が分かる書類 家財処分前の写真
3	物件登録者改修補助	誓約書 住民票（世帯全員が記載されているもの） 納税証明書（町内に住所を有する者は町税等納付状況確認

		認同意書) 相続人等が改修を行う場合は、相続人すべての同意書 見積書の写し等の改修費用が分かる書類 改修工事前の写真
4	利用登録者改修補助	誓約書 住民票（世帯全員が記載されているもの） 納税証明書（町内に住所を有する者は町税等納付状況確認同意書） 売買契約書又は賃貸契約書の写し 所有者等の同意書 見積書の写し等の改修費用が分かる書類 改修工事前の写真
5	空き家等解体補助	誓約書 住民票（世帯全員が記載されているもの） 納税証明書（町内に住所を有する者は町税等納付状況確認同意書） 相続人等が解体を行う場合は、相続人すべての同意書 見積書の写し等の空き家解体費用が分かる書類 空き家等解体工事前の写真

別表第3（第10条関係）

事業区分		添付書類
1	仲介手数料補助	領収書の写し
2	家財処分等補助	家財処分前及び完了後の写真（処分前と処分後を対比させること） 領収書の写し
3	物件登録者改修補助	改修工事前及び完了後の写真（改修前と改修後を対比させること）

		改修後の住宅間取り図 領収書の写し
4	利用登録者改修補助	改修工事前及び完了後の写真(改修前と改修後を対比させること) 改修後の住宅間取り図 領収書の写し
5	空き家等解体補助	空き家等解体工事前及び完了後の写真(解体前と解体後を対比させること) 領収書の写し 滅失したことがわかる書類(登記完了証・滅失登記等)

